

徳島市暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島市暴力団排除条例に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する売買、貸借、請負その他の契約から暴力団等を排除する措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団等 暴力団若しくは暴力団員又はこれらの密接関係者をいう。
- (4) 審査委員会 徳島市暴力団等排除措置審査委員会設置要綱（平成24年10月1日制定）第1条に規定する審査委員会をいう。

(排除措置)

第3条 市長は、次に掲げる者が別表に定める措置要件に該当すると認めるときは、審査委員会の議決を経て、同表に定める期間、契約から排除する措置（以下「排除措置」という。）を講ずるものとする。

- (1) 徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第4条第3項の規定により一般競争入札有資格者名簿に登録された者
 - (2) 徳島市契約規則第21条の規定により準用する同規則第4条第3項の規定により指名競争入札有資格者名簿に登録された者
 - (3) 市長又はその委任を受けて契約を締結する権限を有する者（以下「契約締結権者」という。）と契約を締結している者
- 2 前項の規定は、排除措置を受けた者を構成員とする共同企業体についても適用する。

(一般競争入札からの排除措置)

第4条 契約締結権者は、排除措置を受けた者を一般競争入札に参加させてはならない。

- 2 契約締結権者は、一般競争入札の参加資格を認めた者が契約の締結までの間に排除措置を受けたときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(指名競争入札からの排除措置)

第5条 契約締結権者は、排除措置を受けた者を指名競争入札の参加者に指名してはならない。

- 2 契約締結権者は、指名を受けた者が契約の締結までの間に排除措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。

(随意契約からの排除措置)

第6条 契約締結権者は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、公共用地を取得するためやむを得ず随意契約を行う必要がある場合など、契約の目的及び内容から随意契約の相手方とする特別の必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 排除措置を受けた者
- (2) 別表に定める措置要件に該当する者（以下「措置要件該当者」という。）として警察から情報提供のあったもの
（せり売りからの排除措置）

第7条 第4条の規定は、せり売りについて準用する。

（下請負人等からの排除措置）

第8条 契約締結権者は、排除措置を受けた者又は措置要件該当者として警察から情報提供のあったものが下請負人又は再受任者（以下「下請負人等」という。）となることを承認してはならない。

（有資格者名簿登録時の措置）

第9条 契約締結権者は、有資格者名簿の登録に当たっては、当該有資格者名簿の登録申請者に対し、次に掲げる事項を誓約する書類の提出を求めることができる。

- (1) 別表に定める措置要件に該当しておらず、かつ、将来にわたり該当しないこと。
- (2) 措置要件該当者を下請負人等にしないこと。

（契約の解除）

第10条 契約締結権者は、契約の相手方が排除措置を受けた場合に当該契約を解除することができる旨を同契約内において定めるよう努めるものとする。

（排除措置の解除）

第11条 排除措置を受けた者は、別表に定める措置要件第1号又は第2号に該当することにより排除措置を受けた場合にあっては市長が当該認定をした日から2年、同表に定める措置要件第3号から第7号までに該当することにより排除措置を受けた場合にあっては市長が当該認定をした日から1年をそれぞれ経過したときは、当該排除措置の解除を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出により、排除措置を受けた者が当該排除措置に係る措置要件に該当しないと認めるときは、審査委員会の議決を経て、当該排除措置を解除するものとする。この場合において、市長は、排除措置を受けた者に対し、当該排除要件に該当しないことを明らかにするための資料の提出を求めることができる。

（不当介入に係る通報等）

第12条 契約締結権者は、契約の相手方又は下請負人等が不当介入を受けた場合は、速やかに不当介入の事実を当該契約の相手方に報告させるとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行わせるものとする。

2 市長は、契約の相手方が前項の規定に反して報告及び通報を怠った場合は、審査委員会の議決を経て、情状により、排除措置、文書警告、口頭注意等の措置を講ずるものとする。

3 前項の排除措置の期間は、当該認定をした日から、情状により、1月以上6月以内の間で定めるものとする。

（通知）

第13条 市長は、第3条若しくは前条第2項の規定により排除措置を講じたとき、又は第11条第1項の規定による排除措置の解除の申出の可否を決定したときは、遅滞なく当該排除措置を受けた者にその旨を通知するものとする。契約締結権者が第4条第2項（第7条において準用する場合を含む。）の規定により参加資格を取り消し、又は第5条第2項の規定により指名を

取り消したときも、同様とする。

(公表)

第14条 市長は、第3条若しくは第12条第2項の規定により排除措置を講じたとき、又は第11条第2項前段の規定により排除措置を解除したときは、これを公表するものとする。

(関係機関との連携)

第15条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察等関係機関と連携するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条、第6条、第9条、第11条関係）

措置要件	期間
<p>1 第3条第1項第1号若しくは同項第2号に規定する者（以下「登録業者」という。）又は同項第3号に規定する者（以下「契約の相手方」という。）の役員等が暴力団員であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年を経過し、かつ、措置要件に該当しないと認められるまで</p>
<p>2 登録業者又は契約の相手方において、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	
<p>3 登録業者又は契約の相手方の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1年を経過し、かつ、措置要件に該当しないと認められるまで</p>
<p>4 登録業者又は契約の相手方の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	
<p>5 登録業者又は契約の相手方の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	
<p>6 本市との契約において、下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p>	
<p>7 本市との契約において、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、本市が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。</p>	